

(廃棄依頼者⇒日火連)

依頼日を記載してください⇒

令和 年 月 日

不用実包等廃棄依頼書

一般社団法人日本火薬銃砲商組合連合会 殿

補助者	所属	警察担当者記載欄 (販売店は記載不要です)
	氏名	
	電話	

廃棄依頼者	(住所)	〒 ー
	(氏名)	廃棄依頼者が記名押印願います (印)
	(電話及びFAX)	

私(廃棄依頼者)が所有している下記の不用実包等を、一般社団法人日本火薬銃砲商組合連合会指定の広域認定処分業者で廃棄をお願いします。

なお、廃棄処分が終了するまでは、当該不用実包等の所有権を私(廃棄依頼者)が保有するものとし、廃棄処分が終了した後については、廃棄処分過程で発生するリサイクル品、及び燃焼残渣の所有権を放棄します。

【廃棄する不用実包等】

種類	個	種類	個
散弾銃用実包(散弾)		銃用雷管	
散弾銃用実包(単弾)		救急救命索発射銃用空包・もやい銃用空包	
ライフル実包(センター・ファイア)		ライター(花火弾)	
ライフル実包[22口径以下](リム・ファイア)		その他( )	
建設用びょう打ち銃用空包		その他( )	

- (注) 1. 日火連の認定業者が廃棄できる範囲は火取法第2条第1項第3号イ「銃用雷管」及び同号ロ「実包・空包」  
 2. 処分業者に搬送時は再度廃棄数量の確認をして下さい。誤った数量を認定処分業者に送致された場合は廃棄依頼書の再提出となりますのでご注意ください。

(日火連⇒廃棄依頼者)

日火連が記載します ⇒

令和 年 月 日

不用実包等廃棄依頼受託書

(廃棄依頼者)  
日火連が記載します 殿

一般社団法人日本火薬銃砲商組合連合会 (印)

貴殿よりご依頼の、上記不用実包等認定処分業者(日火連が記載します)において廃棄処理することを受託しました。

なお、申請された不用実包等の搬送は規定の廃棄処理料金のご入金確認後、搬送日をご指示いたします。

(日火連⇒認定処分業者)

令和 年 月 日

不用実包等廃棄処理委託及び受託書

一般社団法人日本火薬銃砲商組合連合会 (印)  
☎03(5549)9041 FAX03(5549)9042

上記不用実包等の廃棄処理を委託します。

(認定処分業者)  
日火連が記載します 殿

上記廃棄処理を委託された不用実包等の廃棄を受託します。 (認定処分業者)

(印)

廃棄完了後は日火連に廃棄完了の報告(様式3)をすること。